

令和7年4月1日～入院時の食事代（入院時食事療養費） 患者負担額変更のお知らせ

今般の食材費等の高騰をふまえ、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。今回の改正は、昨今の物価高騰を踏まえた見直しに伴うものであり、すべての医療機関に適用されます。これに伴い、令和7年4月1日より下記のように負担金が変わるため、ご理解の程よろしく申しあげます。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分			R7.3.31まで	R7.4.1から
70歳未満	70歳以上			
区分ア	現役並みⅢ		1食につき490円 (280円※1)	1食につき510円 (300円※1)
区分イ	現役並みⅡ			
区分ウ	現役並みⅠ			
区分エ	一般			
区分オ	低所得Ⅱ	入院90日迄	1食につき230円	1食につき240円
		入院90日超※2	1食につき180円	1食につき190円
/	低所得Ⅰ		1食につき110円	変更なし
		療養型病棟 医療区分1	1食につき140円	変更なし

※1 指定難病患者

※2 過去12カ月の入院日数が90日を超えた場合（長期入院該当）は申請が必要です。お住まいの市区町村の担当窓口に入院日数のわかる医療機関の請求書・領収書などを添えて申請してください。

すでにお持ちの減額認定証に長期入院該当年月日が記載されている方は、改めての申請は不要です。